

荒川区高齢者住宅改修給付事業に関する確約書(                      年度)

年    月    日

荒川区長 殿

住    所

事業者名称

代表者氏名

印

荒川区高齢者住宅改修給付事業(以下「給付事業」という。)の対象となる住宅改修を施工するに当たり、下記の事項を遵守することを確約します。

記

(基本的事項)

- 1 高齢者の在宅生活の自立を支援することを目的とした給付事業の対象工事であることを理解し、給付事業の給付を受けようとする高齢者(以下「受給者」という。)の行動範囲の拡大、安全の確保、介護者の負担の軽減等の効果を上げるよう、受給者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な工事を行うこと。
- 2 サービスの提供に当たっては、荒川区、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者等との連携に努めること。
- 3 要介護者等の意思及び人権を尊重し、常に要介護者等の立場に立ったサービスの提供に努めること。

(見積書等の提出)

- 4 受給者に対し、工事方針及び費用に関する見積もりを提示して説明を行い、合意を得た改修内容に関して、見積書、工事計画書、工事計画図面及び改修箇所の写真を荒川区に提出し、改修内容の審査を受けること。

(見積書等の内容変更)

- 5 荒川区に提出した見積書等の内容に変更が生じた場合には、施工前にその内容を荒川区に通知すること。その場合、変更前の書類の内容に基づいて発行された給付券は無効になり、再申請が必要となる場合があることを受給者に十分に説明し、了解を得ること。

(住宅改修の施工等)

- 6 給付決定後、速やかに決定を受けた内容の住宅改修を行うこと。その際、住宅改修の施工等に関して十分に説明を行い、快適な住環境となるよう施工すること。

7 住宅改修の施工に当たっては、近隣住民への影響を最小限に抑え、資源の有効活用を図るとともに、工事によって排出された廃棄物の処理に当たっては、関係法令に則り適正に処理すること。

(自己負担額の受領等)

8 住宅改修完了後、給付券に記載されている自己負担額の支払を受給者から受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。

(完了の通知等)

9 住宅改修及び自己負担額の受領が完了した後、その旨を速やかに荒川区に通知し、工事完了確認を受けること。荒川区の工事完了確認により工事内容に不備があり補修が必要と認められた場合は、速やかに補修を行い、再度工事完了確認を受けること。

(給付費の請求)

10 荒川区の工事完了確認により、決定内容のとおり適切な工事が行われたと認められたときは、給付券に記載された給付決定額について、受給者からの委任に基づき荒川区に請求すること。

(指導、調査等)

11 荒川区が改修内容の審査又は完了確認のため、実地調査への立会いを求めた場合にはこれに応じること。

12 荒川区が住宅改修費の給付に関して、指導又は調査の必要があると認め、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は助言を行った場合には、これに応じること。

13 虚偽の見積り、工事又は報告により給付費を受領し、区長から当該改修に要した費用の全額又は一部の返還を求められた場合には、これに従うこと。

14 この遵守事項に違反し、その是正等について区長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。

(苦情処理)

15 受給者から苦情又は相談があった場合、状況を詳細に把握するための聞き取り等を行うこと。また、苦情については、受給者の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行い、誠実かつ円滑、迅速に対応すること。その他、事業者において処理できない内容については、行政等関係機関との協力により、受給者の立場に立って適切な対応方法を検討し、対応すること。

(かし担保)

16 改修工事にかしがあるときは、速やかに補修を行い、又は補修に代えて受給者に対しその損害を賠償すること。

(秘密保持)

17 事業所の従業員に、業務上知り得た受給者又はその家族の秘密を保持させること。また、従業員でなくなった者に対しても、業務上知り得た受給者又はその家族の秘密を保持させること。